

公益財団法人日本食肉生産技術開発センター個人情報保護規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、個人情報^ニが慎重に取り扱われるべきものであることに、鑑み公益財団法人日本食肉生産技術開発センター（以下「センター」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(センターの責務)

第2条 センターは、個人情報に関する法令等を遵守するとともに、行政機関等の実施する施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 安全管理措置

第1節 組織・人的安全措施

(組織体制)

第3条 専務理事を特定個人情報の管理責任者とする。

2 個人情報を取扱う担当者は、総務部長とする。

(個人情報取扱責任者の責務)

第4条 個人情報取扱責任者は、本規程に定められた事項を職員等に周知させ、取扱担当者をその管理下におき教育・指導しなければならない。

2 前項のほか、個人情報取扱責任者は、以下の業務を所掌する。

- (1) 個人情報の安全管理に関する研修の企画・実施
- (2) 個人情報の取扱状況の把握
- (3) 委託先の監督
- (4) その他特定個人情報を漏えいさせないための措置

(担当者の責務)

第5条 取扱担当者は、個人情報の「取得」「保管」「利用」「提供」「開示」「訂正」「利用停止」「廃棄」の各段階で個人情報を取扱うことができる。

2 担当者は、個人情報の漏えいが起きないように、十分注意して業務を行わなければならない。

(運用状況の記録)

第6条 担当者は、個人情報の運用状況を把握するため、以下の項目につき、「運用状況記録簿」を整備し記録するものとする。

- (1) 個人情報の取得及びファイルへの入力状況
- (2) 個人情報ファイルの利用・出力状況
- (3) 書類・媒体の持ち出し履歴
- (4) 削除・廃棄した証明
- (5) 個人情報ファイルを情報システムで取り扱う場合、担当者の利用状況
(ログイン、アクセス状況)

(情報漏えい時の対応)

第7条 担当者は、個人情報が漏えい、滅失または毀損による事故が発生したことを知った場合またはその可能性が高いと判断した場合は、個人情報取扱責任者に直ちに報告しなければならない。

(取扱状況の確認)

第8条 理事長は、特定個人情報の取扱状況について1年に1回の頻度で確認を行うものとする。

第2節 物理的安全管理措置

(個人情報取扱区域)

第9条 個人情報を取扱って帳票等の作成をする場合、指定した区域で執務しなければならない。

2 取扱区域内であっても、個人情報が漏えいしないよう、人の往来を考慮し、後ろからの覗き見等がないよう座席の配置を工夫するものとする。

(電子機器、電子媒体盗難防止措置)

第10条 個人情報を取扱う電子機器等の盗難防止のため、次の措置を講じる。

- (1) 個人情報を取扱う電子媒体または書類を施錠できるキャビネットに保管する。
- (2) 個人情報ファイルを取扱う情報システム機器(スタンドアローン型を除く)をセキュリティワイヤーで固定する。

(個人情報を持ち出す場合の漏えい等の防止)

第11条 個人情報が記録された電子媒体(USBメモリ、ノートパソコン、ハー

ドディスクなど) または書類の持ち出しは、原則として禁止する。

2 前項にかかわらず、事業運営のため持ち出しが必要な場合、電子ファイルにはパスワードを設定し、紙媒体は封筒に入れて中が見えないようにするなど、紛失・盗難防止策をとらなければならない。

(個人情報の廃棄)

第 12 条 個人情報は、保有する必要がなくなった時点で速やかに廃棄する。

2 前項の廃棄は溶解、裁断、燃焼等復元できない方法により確実に行わなければならない。

第 3 節 技術的安全管理措置

(アクセス制御)

第 13 条 個人情報にアクセスできる機器を制限し、担当者のみアクセス権限を付与する。

2 個人情報ファイルを取扱う情報システムを制御し、限定する。この場合、担当者のみユーザー ID を付与する。

(外部からの不正アクセス防止)

第 14 条 センターは、以下の措置を取ることで不正アクセスを防止する。

(1) 情報システムと外部ネットワークとの接続箇所に、ファイアーウォールを設置する。

(2) 情報システム機器にセキュリティ対策ソフトを導入する。

(情報漏えいの防止)

第 15 条 個人情報をインターネットで外部に送信する場合は、データの暗号化またはファイルにパスワードを付して行うものとする。

第 3 章 特定個人情報の取得

(利用目的の特定)

第 16 条 センターは、個人情報を取り扱う際、できるだけその利用目的を特定する。

2 当初予定された利用目的と異なる利用をしようとする場合には、変更された利用目的を本人に通知又は公表する。

(個人情報の取得)

第17条 個人情報を取得する場合、法令に定めた例外の場合を除き、必ず本人の同意を得て取得するものとする。

2 偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

第4章 第三者への個人データの提供

(第三者提供の制限)

第18条 次の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ずに個人データを第三者に提供してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難なとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要があるであって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(第三者提供をする際の記録)

第19条 個人データを第三者に提供したときは、センターはその記録を「第三者提供記録簿」に記載して作成する。

第5章 個人情報の保管

(特定個人情報の正確性確保)

第20条 担当者は、個人情報を正確かつ最新の状態にしておくよう努めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成29年9月8日から施行する。